介護予防通所介護相当サービス事業所運営規程

（事業の目的）

第１条　鈴木ヘルスケアサービス株式会社が開設する介護予防通所介護相当サービス事業所（以下、「本事業所」という）が行う介護予防通所介護相当サービスの事業の（以下、「本事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員の従事者（以下、「通所介護従事者」という）が、居宅要支援者について、老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練を行うことで介護予防を目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の介護予防通所介護相当サービス事業者は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活の営みができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　デイサービスセンター　べるふらっと

二　所在地　彦根市平田町２５８番地の３

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　１名

管理者は、本事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

二　生活相談員　２名以上

それぞれの利用者に応じて通所介護計画を作成し、利用者または家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。なお、通所介護計画の作成に当たって、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。また、利用者または家族の相談に応じると共に、通所介護計画に基づいたサービス実施のための必要な連絡調整を行う。

三　看護職員　２名以上

通所介護計画に基づき、主として利用者の健康管理を行う。

四　介護職員　５名以上

通所介護計画に基づき、主として利用者の介護を行う。

五　機能訓練指導員　２名以上

通所介護計画に基づき、主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

六　その他補助職員

利用者の状況に配置し、本所の業務を補助する。

（営業日及び営業時間）

第５条　本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から土曜日とする。（１２月３０日から１月３日までを除く。）

二　営業時間　８時３０分から１７時３０分
三　サービス提供時間　９時２０分から１６時４０分

（介護予防通所介護相当サービスの利用人員）
第６条　事業所の利用定員は、１日３５人とする。

（介護予防通所介護相当サービスの内容）
第７条　指定通所介護の内容は次の通りとする。
一　給食サービス
二　生活相談
三　機能訓練
四　運動機能向上
五　健康チェック
六　送迎

（利用料その他の費用の額）
第８条　介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割、２割または３割の額とする。
２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う介護予防通所介護相当サービスに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業の実施地域を超えた地点から片道１Ｋｍ毎に５０円を徴収する。
３　通常要する時間を超える介護予防通所介護相当サービスであって、利用者の選定に係わるものの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の介護予防通所介護相当サービスに係わる基準値を超える場合は、その費用を徴収する。

４	食費	１食あたり	８４０円
５	おやつ飲み物代	１日あたり	１５０円
６	飲み物代	１日あたり	１００円
７	おむつ代	１個あたり	１２０円
８	パット代	１個あたり	３０円
９	教養娯楽に関わる費用	１回あたり	実費
１０	延長料金　３０分毎		
	（８時～２０時）		６００円
	（６時～８時、２０時～２２時）		９００円
	（２２時～２４時、０時～６時）		１，２００円
１１	複写物交付代（カラー）	１枚あたり	５０円
１２	複写物交付代（白黒）	１枚あたり	１０円
１３	複写物交付代（デジタルデータ　ＦＤ・ＣＤ・ＤＶＤ）		５０円
１４	領収書再発行		５５０円

１５　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
１６　急なキャンセルの場合で、ご利用の当日３時間前までにご連絡がなかった場合、基本料金の５０％を徴収する。ただし、利用者の病変、急な入院等の場合と当日３時間前までに連絡があった場合は、キャンセル料は請求しません。

（通常の事業の実施地域）
第９条　通常の事業実施地域は、彦根市（武奈町、男鬼町、笹尾町、善谷町、中山町、荘厳寺町、仏生寺町を除く）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）
第１０条　介護予防通所介護相当サービス従事者は、介護予防通所介護相当サービス事業の実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（サービス利用にあたっての留意点）
第１１条　利用者は、介護予防通所介護相当サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

（非常災害対策）
第１２条　非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

（事故発生時対応）
第１３条　本事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
２　本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から２年間保存する。
３　本事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理）
第１４条　提供した介護予防通所介護相当サービスに係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する措置）
第１５条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
一　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
二　虐待防止のための指針を整備する。
三　従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
四　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営に関する重要事項）
第１６条　本事業所の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。
２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、無従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
４　非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するように努めます。
５　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本事業所が別に定める。

附　則

この規程は、平成３０年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成３０年　８月　１日から施行する。

この規程は、令和　７年１１月　１日から施行する。